

令和5年4月12日

保護者の皆様へ

草津市立志津小学校
校長 山内 健嗣

非常変災時における対応について（お知らせ）

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本校教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風・豪雨・地震等、非常変災時の対応につきましては、下記の通りといたします。
ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

記

1 県下一斉に臨時休校になる場合

テレビ放送等により、
午前7時の時点で、本学区を含む地域に「暴風を含む警報」または、「特別警報」が発令されているとき。

※上記1の場合、学校からの連絡はいたしません。

※「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」では、県下一斉の臨時休校になりませんので、ご注意ください。

2 草津市教育委員会ならびに校長の判断で、臨時休校や始業・終業時刻を変更する場合

一斉メール配信システムで発信。

※上記2の場合、学校からの電話連絡はいたしません。

※登校後、暴風警報が発令された場合には、いつもより早く下校することがあります。

※登校後、特別警報が発令された場合には、草津市教育委員会の指示を受けて対応します。

3 地震の場合

震度5弱以上のとき

○登校日の前日17時以降から始業開始時刻（8時20分）までの間に、草津市で震度5弱以上の揺れを観測した場合、臨時休業とします。

○登校中の場合、学校または自宅に近い方へ避難します。登校した児童は、その後、保護者へ引渡しを行います。

震度4以下のとき

○原則、平常通り授業を行います。

○保護者の皆様は、通学路の状況等を考慮いただき、安全と判断されてからお子様を登校させてください。

※上記3の場合、学校からの電話連絡はいたしません。

※一斉メール配信システムで変更内容を配信する予定。

（裏面に続きがあります）

4 飛翔体飛来の場合

一律に臨時休業とはせず、全国瞬時警報システム（Jアラート）の発令内容と居場所による対応とします。

※上記4の場合、学校からの電話連絡はいたしません。

※一斉メール配信システムで情報を配信する予定。

5 緊急時に備えてのお願い

非常変災時には、学校でもできるかぎりの対応をしますが、ご家庭におかれましても、以下の点について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ①非常変災時の登下校には、思わぬ危険が潜みます。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分にし、通学の安全が保てるよう、必要な注意や助言・指示をしてください。
- ②警報が解除されたり、風や雨がやんだりした後も、河川の増水等の危険が残ります。遊び場所や通学路で危険な行為がないよう注意してください。
なお、万が一事故が発生した時は、速やかに学校へご連絡ください。
- ③非常変災に伴い、保護者の判断で児童が遅刻・早退をする場合、学校（学級担任）と連絡を密にとり、児童の登下校の安全を確保してください。
- ④状況により、保護者にお子様の迎えをお願いすることがあります。一斉メール配信システムでの情報伝達に努めますが、報道機関の情報も参考にしてください。
- ⑤避難勧告は廃止され、避難指示で必ず避難となりました。最新の避難情報に留意し、身の安全を最優先にした行動をお願いします。
（令和3年5月20日、災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が変わりました。）
なお、避難指示が発令された場合、草津市内の学童保育は閉鎖となります。
- ⑥非常変災時の安全・安心のために、日頃からご家族で相談・確認をお願いします。
 - 家庭内の緊急連絡方法や緊急時の集合場所
 - 連絡のつかないときや不在のときに待機できるお宅等
 - 避難時の防災グッズおよびその保管場所
 - その日の予定 等

草津市立志津小学校

電話 077-562-0341

FAX 077-562-6167

※この文書で詳細を確かめるとともに、いつでも確認できるよう大切に保管してください。